

収穫調査委託契約書(案)

1. 調査名、委託予定数量、委託予定金額及び調査場所

調査名 (森林管理署等)	委託 予定数量 (ha)	委託予定金額	調査場所
第1回収穫調査委託 3号(能代地区外) (米代西部森林管理署)	312.96	※ 委託金額 円也 (うち取引に係る消費税及び 地方消費税額 円也)	別紙調査 内訳書の とおり

(注) () の部分は、受託者が課税対象業者である場合に使用する。

2. 契約期間

自 令和 8 年 月 日 (契約日の翌日から)

至 令和 9 年 1 月 29 日

3. 契約保証金 免除

4. 特約事項

上記委託事業につき、委託者 分任支出負担行為担当官 米代西部森林管理署長 小野寺 靖久 (以下「甲」という。)と受託者 (以下「乙」という。)とは、本契約書及び令和8年3月31日付けで交付した収穫調査委託契約約款によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 8 年 月 日

委託者(甲) (住所) 秋田県能代市御指南町3-4-5
(氏名) 分任支出負担行為担当官
米代西部森林管理署長 小野寺 靖久

受託者(乙) (住所)
(氏名)

調 査 内 訳 書

森林管理 署等	調査場所		予定面積 (ha)	予定材積 (m ³)	伐採種	伐採率 (%)	調査方法	備考
	林名区分	林小班						
能代	国有林	156ろ	2.04	373	複層伐(帯・群)	48	標準地(簡標)	
能代	国有林	156に	0.48	103	複層伐(天)	35	標準地(簡標)	
能代	国有林	156ち	17.35	2,692	複層伐(帯・群)	32	標準地(簡標)	
能代	国有林	157へ	1.53	296	複層伐(帯・群)	43	標準地(簡標)	
能代	国有林	157と	0.90	134	複層伐(帯・群)	33	標準地(簡標)	
能代	国有林	157ち	19.92	2,060	定間(簡標)	25	標準地(簡標)	
能代	国有林	157ぬ	6.76	482	複層伐(天)	35	標準地(簡標)	
能代	国有林	157わ	0.75	227	複層伐(天)	35	標準地(簡標)	
能代	国有林	157か	1.65	218	複層伐(天)	35	標準地(簡標)	
能代	国有林	157そ	4.80	754	複層伐(天)	35	標準地(簡標)	
能代	国有林	157つ	2.12	541	複層伐(帯・群)	45	標準地(簡標)	
能代	国有林	158か	4.06	524	複層伐(天)	35	標準地(簡標)	
能代	国有林	158れ	2.94	432	複層伐(天)	35	標準地(簡標)	
能代	国有林	158そ2	3.81	478	複層伐(天)	35	標準地(簡標)	
能代	国有林	158そ3	1.10	134	複層伐(天)	35	標準地(簡標)	
能代	国有林	159ろ	0.87	142	複層伐(天)	35	標準地(簡標)	
能代	国有林	159は1	4.41	304	複層伐(天)	35	標準地(簡標)	
能代	国有林	159に	0.39	88	複層伐(天)	35	標準地(簡標)	
能代	国有林	159と	3.07	376	定間(簡標)	20	標準地(簡標)	
能代	国有林	159ち	2.31	335	列間(簡標)	25	標準地(簡標)	
能代	国有林	159り	2.30	255	列間(簡標)	25	標準地(襲用)	
能代	国有林	159ぬ5	13.12	2,848	複層伐(帯・群)	43	標準地(簡標)	
能代	国有林	159わ	2.36	332	列間(簡標)	25	標準地(簡標)	
能代	国有林	159れ	12.40	1,653	複層伐(帯・群)	35	標準地(簡標)	
能代	国有林	159れ2	9.98	388	天然林択伐	21	精密毎木	
能代	国有林	159れ3	1.20	110	複層伐(天)	35	標準地(簡標)	

調 査 内 訳 書

森林管理 署等	調査場所		予定面積 (ha)	予定材積 (m ³)	伐採種	伐採率 (%)	調査方法	備考
	林名区分	林小班						
能代	国有林	159つ	14.58	1,815	複層伐(帯・群)	29	標準地(簡標)	
能代	国有林	159ね	1.95	473	複層伐(帯・群)	48	標準地(簡標)	
能代	国有林	159ら	1.91	323	複層伐(天)	35	標準地(簡標)	
能代	国有林	159む	4.00	421	定間(簡標)	25	標準地(簡標)	
能代	国有林	159む1	1.60	322	複層伐(天)	35	標準地(簡標)	
能代	国有林	159む2	1.54	155	定間(簡標)	20	標準地(襲用)	
能代	国有林	159う	13.73	2,274	複層伐(天)	35	標準地(簡標)	
能代	国有林	159う1	0.49	109	複層伐(天)	35	標準地(簡標)	
能代	国有林	160い	3.70	530	定間(簡標)	20	標準地(襲用)	
能代	国有林	160い1	2.14	314	定間(簡標)	25	標準地(襲用)	
能代	国有林	160い2	3.83	503	定間(簡標)	20	標準地(簡標)	
能代	国有林	160は	0.87	177	複層伐(天)	35	標準地(簡標)	
能代	国有林	160ほ	3.15	528	定間(簡標)	25	標準地(襲用)	
能代	国有林	160わ	5.07	1,010	複層伐(帯・群)	48	標準地(簡標)	
能代	国有林	161い	4.90	356	列間(簡標)	25	標準地(簡標)	
能代	国有林	161い1	0.07	12	列間(簡標)	25	標準地(襲用)	
能代	国有林	161ろ	5.05	707	列間(簡標)	25	標準地(簡標)	
能代	国有林	161は	1.40	81	列間(簡標)	25	標準地(襲用)	
能代	国有林	161こ	1.32	71	列間(簡標)	25	標準地(襲用)	
能代	国有林	161ほ	1.00	114	列間(簡標)	25	標準地(襲用)	
能代	国有林	161へ	13.40	708	列間(簡標)	25	標準地(簡標)	
二ツ井	国有林	1001ほ	6.84	961	複層伐(帯・群)	29	標準地(簡標)	
二ツ井	国有林	1001ち	2.29	279	列間(簡標)	25	標準地(簡標)	
二ツ井	国有林	1001ち1	1.14	230	複層伐(天)	35	標準地(簡標)	
二ツ井	国有林	1001お	6.13	383	列間(簡標)	25	標準地(襲用)	
二ツ井	国有林	1001お1	6.59	433	列間(簡標)	25	標準地(簡標)	

調 査 内 訳 書

森林管理 署等	調査場所		予定面積 (ha)	予定材積 (m ³)	伐採種	伐採率 (%)	調査方法	備考
	林名区分	林小班						
二ツ井	国有林	1001お2	2.41	158	列間(簡標)	25	標準地(襲用)	
二ツ井	国有林	1001お3	2.16	176	列間(簡標)	25	標準地(襲用)	
二ツ井	国有林	1002か	2.72	298	複層伐(天)	35	標準地(簡標)	
二ツ井	国有林	1002た	18.09	497	列間(簡標)	25	標準地(簡標)	
二ツ井	国有林	1002そ	3.45	132	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	
二ツ井	国有林	1002そ1	2.28	226	複層伐(天)	35	標準地(簡標)	
二ツ井	国有林	1002そ3	2.22	111	列間(簡標)	25	標準地(襲用)	
二ツ井	国有林	1002そ4	0.58	18	列間(簡標)	25	標準地(襲用)	
二ツ井	国有林	1002そ5	0.40	20	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	
二ツ井	国有林	1002そ6	0.30	22	複層伐(天)	35	標準地(簡標)	
二ツ井	国有林	1002ね	3.68	575	複層伐(帯・群)	43	標準地(簡標)	
二ツ井	国有林	1002な	0.95	69	複層伐(天)	35	標準地(簡標)	
二ツ井	国有林	1002な2	0.20	8	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	
二ツ井	国有林	1002ら	9.85	580	列間(簡標)	25	標準地(簡標)	
二ツ井	国有林	1002ら1	4.01	226	列間(簡標)	25	標準地(襲用)	
二ツ井	国有林	1002む	0.59	17	天然林択伐	18	精密毎木	
二ツ井	国有林	1002う	1.49	189	複層伐(帯・群)	34	標準地(簡標)	
二ツ井	国有林	1002の	1.30	56	天然林択伐	24	精密毎木	
二ツ井	国有林	1002お	0.89	481	皆伐	100	標準地(簡標)	
二ツ井	国有林	1002く	1.77	865	皆伐	100	標準地(簡標)	
二ツ井	国有林	1003り	6.47	259	列間(簡標)	25	標準地(簡標)	
二ツ井	国有林	1003ぬ	6.37	869	定間(簡標)	25	標準地(簡標)	
二ツ井	国有林	1004に	1.99	1,042	皆伐	100	標準地(簡標)	
二ツ井	国有林	1004ほ	1.84	200	列間(簡標)	25	標準地(簡標)	
二ツ井	国有林	1004へ	5.64	1,192	複層伐(帯・群)	47	標準地(簡標)	
合計			312.96	37,854				

特約事項（収獲調査委託）

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下、「ASF」という。）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、下記について順守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約の作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、収獲調査委託契約約款第11条により対応する。